

「兵庫県対処方針」 社会活動制限について

R2. 9. 17

区分	現 行 (令和2年8月28日改定)	改 定 案								
外出自粛等 対応方針	<p>○東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛 特に、接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りの自粛を要請</p> <p>○高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛するよう要請</p> <p>○発熱等の症状がある場合は外出を控えるよう要請</p> <p>○発熱が続くほか、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者相談センター(保健所)へ相談することを要請</p> <p>特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談をするよう要請</p> <p>○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用自粛を要請</p> <p>○大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意することを要請</p> <p>○大声での会話、回し飲みを避けるよう要請</p> <p>○感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請</p> <p>○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請</p>	<p>○次の事項を県民に要請する。</p> <p>・ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない接待を伴う飲食店など感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動の自粛</p> <p>・ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用の自粛</p> <p>高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意すること</p> <p>・ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること</p> <p>・大声での会話、回し飲みを避けること</p> <p>・発熱等の症状がある場合は外出を控えること</p> <p>・発熱が続く、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者相談センター(保健所)へ相談すること</p> <p>特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談をすること</p> <p>・ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛</p> <p>・接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用</p>								
	<p>○全国的・広域的な祭り・野外フェス等の中止又は延期の要請</p> <p>○ガイドラインに基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請</p> <p>○開催の目安(7月10日～9月30日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内:5,000人以下、定員の半分以上以内 ・屋外:5,000人以下、距離を十分確保 <p>※1,000人超のイベントは事前相談を要請</p>	<p>○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請</p> <p>○全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔(1m)を設けることを要請</p> <p>○地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。</p> <p>○開催の目安(9月19日～11月30日まで)</p> <table border="1" data-bbox="858 1272 1508 1731"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 </td> <td>100%以内 (*1)</td> <td>①収容人数 10,000人超 → 収容人数の50%</td> </tr> <tr> <td> 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等 </td> <td>50%以内 (*2)</td> <td>②収容人数 10,000人以下 → 5,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度</p> <p>(注2) その他開催制限の緩和条件など、9/11付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「11月末までの催物開催制限等について」に留意</p> <p>*1 席がない場合は適切な間隔を確保</p> <p>*2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保</p> <p>※1,000人超のイベントは事前相談を要請</p>	区 分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100%以内 (*1)	①収容人数 10,000人超 → 収容人数の50%	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%以内 (*2)
区 分	収容率	人数上限								
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100%以内 (*1)	①収容人数 10,000人超 → 収容人数の50%								
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%以内 (*2)	②収容人数 10,000人以下 → 5,000人								

区分		現行（令和2年8月28日改定）	改定案
対応方針	事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底及び「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請 ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底 ○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用促進を要請 ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底及び「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請 ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底 ○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用促進 ○可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請 ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請
	出勤等	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 ○「三つの密」回避の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 ○「三つの密」回避の促進
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進

<参考：感染状況の推移>

	7/17～7/23	7/23～7/29	7/29～8/1	8/1～8/14	8/14～8/26	8/26～9/1	9/1～
フェーズ (1日当たり新規感染者数 (直近1週間平均))	感染警戒期 (10人以上)	感染増加期 (20人以上)	感染拡大期1 (30人以上)	感染拡大期2 (40人以上)	感染拡大期1 (30人以上)	感染増加期 (20人以上)	感染警戒期 (10人以上)